

## 福祉衛生環境保全委員会 要求資料

- 資料 1 新港湾病院（仮称）の委託について
  
- 資料 2 開院の遅れによって生じる新たな負担について
  
- 資料 3 地域中核病院の正規職員配置人数

## 新港湾病院（仮称）の委託について

この資料は、新港湾病院の運営を公設民営（民間委託）とした場合の委託内容や委託料の考え方を示したものです。

### 1 新港湾病院の委託について

#### (1) 委託の法的根拠

「公の施設の管理委託」（地方自治法第244条の2第3項）

地方自治法第244条の2及び関係条文については、別添1のとおりに改正されています。

#### (2) 委託の範囲

新港湾病院（仮称）の管理運営を委託します。

ア 診療等に関すること。

ア) 診療

イ) 看護

ウ) 検査

エ) その他

イ 診療費に関すること。

ア) 診療費の計算

イ) 請求

ウ) 収納

エ) その他

ウ 施設・設備、器具・機械類の維持管理に関すること。

エ その他、病院の管理運営に関すること。

### 2 委託契約に定める内容

#### (1) 標ぼう診療科目（23科）

内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、精神科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、アレルギー科

相手方において、同様の診療機能について別途の標ぼうを希望することもあり、その場合には別途調整します。

(2) 市立病院として確保すべき政策的医療機能（別添2参照）

- ア 24時間365日の救急医療（内科・小児科・外科・その他）
- イ 精神科救急及び合併症医療
- ウ 緩和ケア医療
- エ アレルギー疾患への対応
- オ 災害医療
- カ 障害児（者）への対応

(3) 市立病院としての先導的な役割の確保

ア 医療における安全管理

- (ア) 医療安全管理に基づく医療の提供（安全管理室の設置等）
- (イ) 院内感染対策（感染対策委員会の設置等）

イ 医療倫理に基づく医療の提供

インフォームドコンセント、カルテ開示の実施など

ウ 地域医療の質向上のための取組

地域医療連携室の設置、紹介率・逆紹介率の向上、公開講座の開催など

エ 医療データベースの構築と情報提供

- (ア) 医療情報システムの構築（電子カルテ等）
- (イ) 情報開示・市民参加（経営・運営状況の開示、病院運営委員会の設置等）など

オ その他

- (ア) 医療の質の維持・向上（医療機能評価の受審等）
- (イ) スタッフの確保  
医師等の病院スタッフについては、特定の出身母体に限定せず、幅広く確保することとします。

(4) 運営を検証するための仕組み

- ア 新港湾病院の管理にかかる収入・支出を明らかにするための相手方法人における特別会計の設置
- イ 各年度収支見通しや、中期経営計画の策定及び提出
- ウ 病院運営委員会（仮称）の設置など、情報公開と市民参加の実施

### 3 契約相手の選定

#### (1) 選定の方法

実施すべき医療内容（政策的医療等）の種類・内容・水準等について、市が、あらかじめ条件を示すとともに、そのほかの患者サービス等への取組を含めて、募集対象法人から提案（プロポーザル）を受けます。委託先の法人の決定は、外部委員の審査を踏まえて公正透明な方法で行います。

#### (2) 選定の相手方

地域中核病院の例にみられるような、新港湾病院と同規模病院の経営について知識と経験を有し、「政策的に必要な医療機能」を担い得る法人とします。（このことは、「市立病院あり方検討委員会」の最終答申でも指摘されています。）対象としては、次の23法人を考えています。

ア 県内で一般病床300床以上の病院を運営する公的医療機関等（6法人）

イ 関東圏で一般病床300床以上の病院を運営する医学部をもつ学校法人（17法人）

#### (3) 選定の手続

委託の相手方法人選定の公正性・透明性を確保するために、学識経験者などで構成する委員会を設置し、提案（プロポーザル）内容の検討評価等を行っていきます。

##### ア 名称

新港湾病院管理法人提案評価委員会（仮称：以下、評価委員会とします。）

##### イ 審議事項

医療機能上、経営上等の視点から次の項目について審議を行います。

(ア) 提案募集において本市側が示す条件

(イ) 提案（プロポーザル）を募集する対象

(ウ) 提案評価基準

(エ) 提案内容の評価 等

本市関係局長等の内部委員からなる委員会を設置し、評価委員会の審議に合わせて市としての取組を進めます。

#### (4) 相手方の選定に係る情報の公開について

相手方法人の選定に係る手続についての情報公開は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づいて行っていきます。

## 4 委託料の基本的考え方

### (1) 開院準備費用

開院のための準備行為は、民間のノウハウ・知識を最大限に活用するために相手方が行うこととします。経費の負担については、病院経営に係る責任とリスクの適切な負担の観点から、相手方負担について検討してまいります。

#### 【主な内容】

- ・病院運営システムの作成
- ・医療情報システム（電子カルテを含む）の開発
- ・医療機器の整備
- ・職員の教育、訓練（先行確保含む）等

### (2) 委託料設定の考え方（イメージ図参照）

収入は、すべて本市病院事業会計の収入となります。

委託料は、次の考え方により設定します（具体的な算定に当たっては外部専門家の意見を反映し、精査を図ります）。

#### ア 収入に基づく支出のコントロール

診療収入等について目標を設定し、収入（A）に基づいて委託料を設定することを原則とします。

#### イ 中期的な健全経営の実現及び一般会計繰入金の抑制

目標の設定にあたっては、中期経営計画を策定して健全な病院経営を目指し、一般会計繰入金（現金収支の赤字補填）の抑制を図ります。

#### ウ 企業債元利償還金等の回収

収入（A）の一部（C）を、病院事業会計の運営に必要な管理的経費や企業債元利償還金に充当し、残余（B）を委託料として支出します。

#### エ 経営リスクの相手方負担

収入が目標を下回った場合には、委託料も減額します。

#### オ 相手方のインセンティブの確保、病院事業会計の安定化、及び一般会計繰入金の抑制

収入が目標を上回った場合には、相手方費用の増加に対応して、委託料を増額します。

委託料の増額は、増収分のうちの一定割合とし、残余は、病院事業会計の管理的経費等に充当します。これにより、次期中期経営計画における一般会計繰入金の抑制を図ります。

## 5 今後の課題について

### (1) 新病院の名称

市立病院として市民にわかりやすく、かつ相手方法人の責任と信用もあわせて表現できる名称について検討します。

### (2) 段階的開院

新病院の管理運営が円滑に行われることを最優先するものとし、段階的な開院( )を行うこととします。( 前述の委託料についても暫定的な措置が必要になります。)

ア 病棟：開院時から一定期間は部分開床として段階的に開床します。

イ 外来：稼動病床数や人員体制の拡充にあわせ患者数の増を図ります。

ウ 提供すべき医療機能のうち、24 時間 365 日の救急医療、精神科救急、緩和ケアなど政策的な医療については、開院時から機能が確保できるようにできる限り対応していきます。

### (3) 現病院の職員

現在の港湾病院職員の配置については、既存他職場への再配置を基本とし、慎重かつ適切に対応していきます。

### (4) 駐車場

現病院敷地の活用により整備してまいります。

### (5) 職員宿舎

相手方の考え方や現病院敷地の活用も含めて検討してまいります。また、経費負担についても、相手方による負担を含め検討してまいります。

地方自治法の一部（公の施設の管理に関する事項）を改正する法律施行に伴う対応について1 地方自治法の一部の改正の内容（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項関係）

公の施設の管理に係る地方自治法の改正（公布：6 月 13 日、施行：公布後 3 か月以内の政令で定める日）が行われました（事務の詳細については、総務省行政課による説明会が今後行われる予定になっています）。

これにより、管理の委託が可能な相手方の範囲が拡大されるとともに、「管理委託」という形態から地方公共団体が指定する者（指定管理者）に「管理を行わせる」形態に切り替わることとなりました。

また、「管理を行わせる」場合には、指定の手續等について条例で定め、この条例に基づき、「指定管理者」を議会の議決を経て指定することになります。

改正の内容について**【現 行】**

地方公共団体の管理権限の下で、管理に係る具体的な業務を「管理受託者」に行わせることができます。管理受託者は次の者に限定されてます。

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2 以上出資）
- ・公共団体（土地改良区）
- ・公共的団体（農協、生協、自治会等）

**【改正後】**

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を行います。

- ・指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定します。
- ・指定管理者は、施設の使用の許可を行うことができます。
- ・指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出しなければならないことになりました。
- ・地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができ、指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令できます。

## 2 公設民営化（委託化）との関係

- ・ 現行法においては、公の施設の管理について受託者名を条例に定める必要がありましたが、その時期については、管理受託の開始直前の市会に上程していました。
- ・ 改正後は、指定管理者の指定に先立って、指定手続等を条例で定めることが必要になります。
- ・ この条例では、指定手続等を定める際、詳細については、規則に委任することも可能となっています。
- ・ 指定管理者は条例に基づいた指定の手続きを経たのち、議会の議決を経て指定します。

## 3 その他

- ・ 既存施設については、3年間の経過措置がありますが、法律施行後の新たに設置される公の施設の管理については、経過措置は適用されません。



市立病院として確保すべき政策的医療機能

別添 2

政策的医療機能		内 容	一般会計 負担額見込	平成 14 年度補助額 (地域中核病院)
救急医療	救急医療 (24 時間 365 日)	内科・外科の 24 時間 365 日救急医療体制を確保します。	2,300 万円	南部、北部共に 定額 2,300 万円
	輪番制救急医療	内科・小児科・外科・心疾患の輪番制の救急医療体制を確保します。	概算 2,000 万円	南部 実績 2,156 万円 北部 実績 1,831 万円
	小児救急医療	全休日夜間に小児科専用の空床を用意した小児救急医療体制を確保します。	1,000 万円	労災、北部共に 定額 1,000 万円 (但し、北部は半年分として 500 万円)
	母児二次救急医療	出産前後の母体・胎児・新生児(周産期救急の対象を除く)に対する 24 時間 365 日の救急医療体制を確保します。	400 万円	南部、北部共に定額 400 万円 (但し、北部は半年分として 200 万円)
精神科医療	精神科救急医療	二次、三次救急医療体制を確保します。	概算 2,500 万円	北部 実績 2,487 万円
	精神科合併症医療	精神病院に入院している患者等の身体合併症の治療を行います。今後、県・川崎市と制度化を検討していく中で、一般会計負担額も検討します。	今後検討	
緩和ケア医療		癌により末期症状を示している患者に対する身体症状や精神症状の緩和ケアを行います。		北部
アレルギー疾患への対応		アレルギー疾患に対する総合的医療の提供、情報提供知識普及等を行います。	35,900 万円	
災害時医療		神奈川県及び横浜市における防災計画上の拠点病院として、医薬品等の備蓄、被災地からの重症病患者の受け入れ、医療救護チームの派遣等を行います。		全地域中核病院
障害児(者)への対応		重度心身障害児(者)などの障害児(者)に対する合併症医療の提供を行います。		

委託料設定の考え方

収入は、すべて本市病院事業会計の収入となります。

委託料は、次の考え方により設定します（具体的な算定に当たっては外部専門家の意見を反映し、精査を図ります）。

ア 収入に基づく支出のコントロール

診療収入等について目標を設定し、収入(A)に基づいて委託料を設定することを原則とします。

イ 中期的な健全経営の実現及び一般会計繰入金の抑制

目標の設定にあたっては、中期経営計画を策定して健全な病院経営を目指し、一般会計繰入金（現金収支の赤字補填）の抑制を図ります。

ウ 企業債元利償還金等の回収

収入(A)の一部(C)を、病院事業会計の運営に必要な管理的経費や企業債元利償還金に充当し、残余(B)を委託料として支出します。

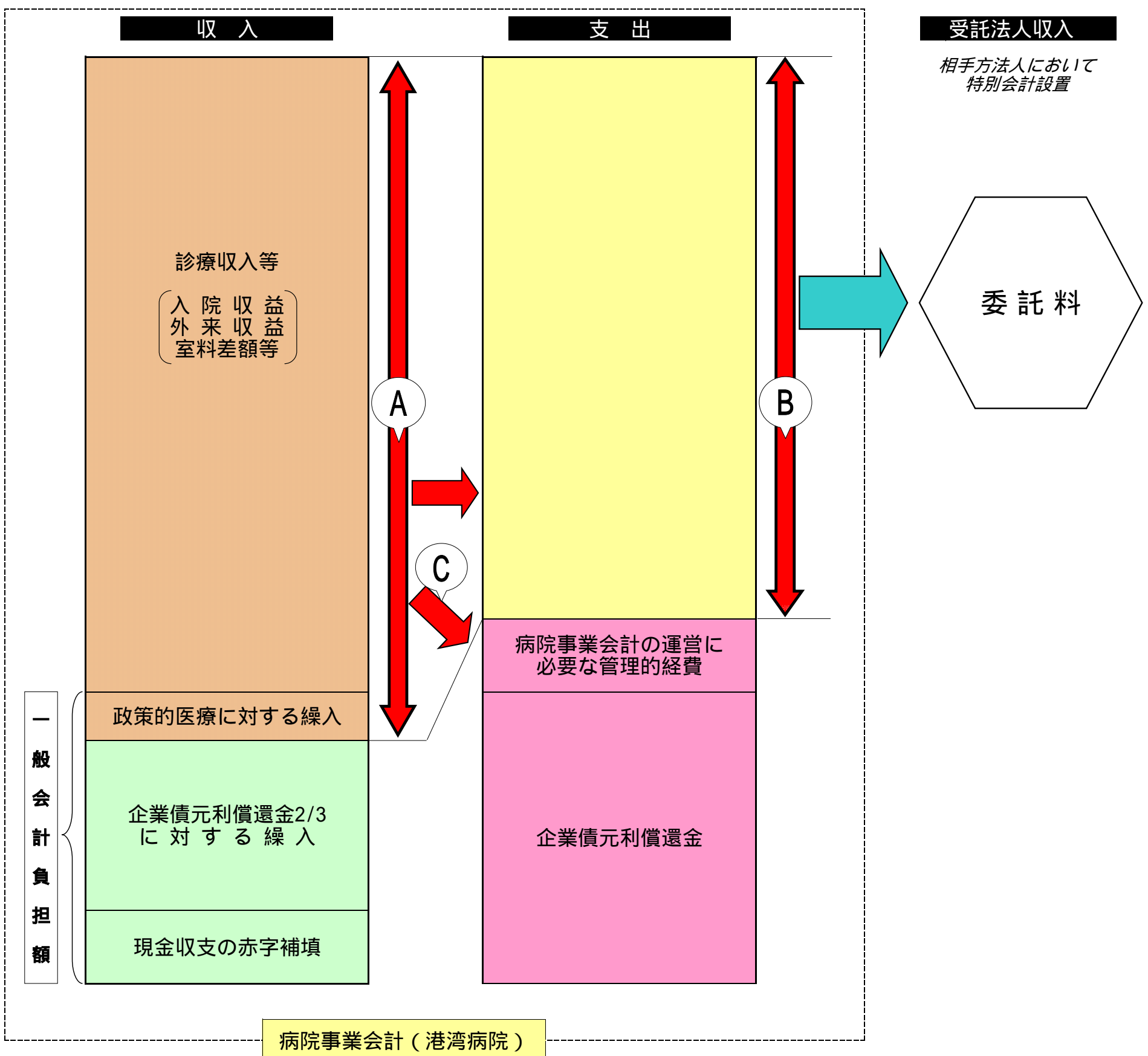
エ 経営リスクの相手方負担

収入が目標を下回った場合には、委託料も減額します。

オ 相手方のインセンティブの確保、病院事業会計の安定化、及び一般会計繰入金の抑制

収入が目標を上回った場合には、相手方費用の増加に対応して、委託料を増額します。

委託料の増額は、増収分のうちの一定割合とし、残余は、病院事業会計の管理的経費等に充当します。これにより、次期中期経営計画における一般会計繰入金の抑制を図ります。



## 開院の遅れによって生じる新たな負担について

## (1) 建物の管理経費等(平成16年度)

しゅん工後の新病院の建物(施設・設備等)を維持管理していくために必要な経費を算定

費用項目	必要経費(概算)
光熱水費	5,000万円
維持管理費 (警備・清掃等)	11,800万円
仮囲い費等	200万円
合計	17,000万円

## (2) しゅん工後の工事にかかる経費(平成16年度)

しゅん工後に大型医療機器(放射線治療装置等)及び外壁看板等を設置する場合の増額分を算定

費用項目	必要経費(概算)
医療機器	600万円
外壁看板等	2,900万円
合計	3,500万円

# 地域中核病院の正規職員配置人数

資料 3

	南部病院 (H14.4.1現在)		西部病院 (H15.4.1現在)		横浜労災病院 (H15.4.1現在)		北部病院 (H15.4.1現在)	
病床数	500床	100床当り	518床	100床当り	650床	100床当り	653床	100床当り
医師	76人	15.2人	119人	23.0人	99人	15.2人	140人	21.4人
看護職	342人	68.4人	404人	78.0人	474人	72.9人	529人	81.0人
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     一般的な病棟( )の 1病棟当り配置人数                 </div>	(24.7人)		(23.3人)		(22.4人)		(26.1人)	
医療技術職	96人	19.2人	93人	18.0人	95人	14.6人	94人	14.4人
事務・技術	52人	10.4人	52人	10.0人	42人	6.5人	25人	3.8人
その他	27人	5.4人	2人	0.4人	0人	0.0人	0人	0.0人
合計	593人	118.6人	670人	129.3人	710人	109.2人	788人	120.7人

一般的な病棟とは、特別な配置を必要とする病棟（救急病棟、精神科病棟、緩和ケア、独立したICU・CCU・NICUなど）を除く病棟をいう。